# 基本目標IV 快適環境

# 

#### (1)公害対策

アスベスト等を含む建築物の解体工事件数は年々増加し、2028 年頃にピークを迎えると されており、工事における騒音振動対策やアスベスト対策の必要性が増しています。

2021年4月に改正大気汚染防止法が施行され、建築物の解体・改修工事におけるアスベ ストの飛散を防止するための規制が強化されました。

## <改正大気汚染防止法によるアスベスト規制強化の主な内容(2021年 4 月施行)>

- ●規制対象建材の拡大
  - ・成形板等の非飛散性アスベストが法の規制対象に追加
  - ・アスベスト含有仕上げ塗材の除去作業基準が追加
- ●罰則の強化
  - ・適切な除去を行わなかった場合の直接罰の追加
  - ・下請負人にも作業基準の遵守義務が適用
- 事前調査の信頼性の確保
  - ・解体・改修工事における事前調査結果報告の義務付け(2022年4月施行)
  - ・必要な知識を有するものによる事前調査実施の義務付け(2023年10月施行)

<石綿含有建材の種類>



石綿含有断熱材、保温材、 耐火被覆材(レベル2



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



また、幅広い用途で使用されている PFAS(有機フッ素化合物)については、自然環境中で は分解されにくく、高い蓄積性を有することなどが確認されています。

国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」で製造・輸入等を原則禁止と していますが、一部の地域では地下水などで国の定めた暫定目標値を超える値が確認されて います。国は令和 5 年に「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」を開催し、管理の在り方 や暫定目標値を超えている地域等における対応、リスクコミュニケーション、存在状況に関す る調査の強化等、PFAS に関する今後の対応の方向性を示しました。

東京都では、水道水の水質管理の徹底や都内全域の地下水調査を進めており、令和5年5 月には相談窓口を開設しています。

#### (2)環境美化

2020年4月、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行となり、屋内

は原則禁煙となりました。事業所や飲食店など屋内での喫煙が制限されたことにより、道路や公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地での喫煙が増加し、対策が求められています。

また、2023年の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、一時は激減していた外国人 観光客数は急激に回復しており、観光客によるごみのポイ捨てなどが問題となっています。

# ▲ 現状と課題

大気環境に関しては、都内の光化学オキシダント濃度は環境基準を達成しておらず、<mark>夏場にはしばしば光化学スモッグが発生しています。また、建築物の解体工事件数が増加傾向にあるため、豊島区内では建設工事に起因する苦情件数が増加しており、また工事現場への掲示不備などのアスベストに関する法令違反も散見されます。</mark>

光化学オキシダント濃度を低減するには、原因物質である VOC(揮発性有機化合物)を抑える取組みが必要です。また、工事現場における騒音・振動やアスベスト飛散などの環境リスクを減らすためには事業者に法令遵守・適正施工を徹底させることが必要です。

環境美化に関しては、人口密度が高い上に、通勤、通学、来街者が多く、繁華街を抱えるという大都市の特性上、ごみ等のポイ捨てや路上喫煙者対策などの課題が生じやすく、特に、近年は望まない受動喫煙に係る多くの意見等が区に寄せられています。

受動喫煙防止対策も踏まえ、安全・安心なまちづくりを進めていくためには、多様な主体と連携を図りながら、ポイ捨て抑制・喫煙マナー向上等、まちの美観を維持・向上させていく必要があります。

# ♣ 目指す姿

区民一人ひとりの環境美化意識が高まり、路上喫煙やポイ捨てが減少し、クリーンな大気環境が保たれ、人々が安全で快適に過ごすことができている。

# ▲ 目標達成に向けた施策

施策の方向 施策

IV-1 健康・快適な環境を保全する

IV-1 ①公害対策
②化学物質の適正管理

IV-2 美しいまちづくりを推進する

IV-2 ①路上喫煙・ポイ捨て防止対策
②清掃・美化活動の推進
③カラスやハクビシンによる被害対策

# ♣ 取組指標と成果指標

## 【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
· VOC(揮発性有機化合物)排出事業場立入指導(件/年)	5	5
・ 解体工事現場への立入検査によるアスベスト適正施工 確認(件/年)	548	550
・ ごみゼロウィークの開催回数(回/年)	7	8
<ul><li>・ 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの時間数(時間/年)</li></ul>	10,321	10,000
・ 路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数(枚/年)	171	200

## 【成果指標】

指標	現状値	目標値
<b>7日</b> 1示	(2023年度)	(2030年度)
· 路上喫煙率(%)	0.03	0.03
・ ごみゼロデー参加人数(人/年)	11, 177	12,000
・「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合(%)	35.8	36.5
・ VOC(揮発性有機化合物)排出量	6, 864	6,000

# ♣ 施策

## IV-1 健康・快適な環境を保全する

光化学スモッグなどの大気汚染や、工事現場における騒音振動やアスベストなど様々な公害からの生活環境の保全には、広域的かつ継続的な取組みが必要です。健康で快適な環境の保全に向け、工事現場への立入検査の実施や公害苦情への迅速な対応、VOC(揮発性有機化合物)などの化学物質の適正な管理・使用の促進に取り組みます。

#### 公害対策

大気汚染、交通騒音・振動などについて、環境基準項目の 監視を継続します。土壌地下水汚染に関しては、事業者に対 し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境 確保条例)に基づく土壌汚染対策の指導を行います。PFAS (有機フッ素化合物)による飲料水への影響に関しては、国や 都による調査結果や対策を注視し、区民への情報提供などを 行います。

建設作業に関する騒音・振動対策としては、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、 建物を解体する場合に、標識の設置と近隣住民への説明を徹底するよう、事業者への周知啓発の強化に取り組みます。また、騒音や振動等の公害が発生しやすい建設作業現場への規制基準遵守の徹底指導や、中高層集合住宅の建築の際に設計者との事前協議により生活騒音等の公害の発生抑制指導を行います。

アスベスト対策としては、解体工事現場への立入検査や建築物の所有者へのアスベスト分析費用助成によりアスベスト 飛散防止の徹底に取り組みます。



道路交通騒音調査



アスベスト立入検査

## 化学物質の適正管理

光化学オキシダントの原因物質である VOC(揮発性有機化合物)は、様々な用途で用いられており、主に工場の脱脂洗浄やドライクリーニング溶剤として使用されています。また、接着剤やスプレー製品にも含まれており、一般家庭やオフィスなどでも使用されています。

光化学オキシダント濃度を低減し光化学スモッグの発生を抑制するため、工場等への立ち入り指導やオフィス・一般家庭への周知啓発を通じて VOC の大気への排出削減を推進します。



VOC立入指導

# IV-2 美しいまちづくりを推進する

区民意識調査(2023 年実施)による、「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいでである」と思う区民の割合は35.8%でした。

さらに美しいまちづくりを推進するために、区による美化活動だけでなく、区民や事業者等と 連携した継続的な美化活動や、来街者へのマナーの啓発など、包括的な取組みを進めます。また、 カラスやハクビシンによる被害の防止対策に引き続き取り組みます。

## 施策

## 路上喫煙・ポイ捨て防止対策

2011 年度に制定した「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、路上喫煙・ポイ捨て減少のための取組みを進めます。具体的には、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールや区と地元住民、警察が連携した環境浄化パトロールの実施、喫煙者等のマナー向上を目的とした JR 各駅周辺における一斉清掃(ごみゼロウィーク)の実施です。

また、たばこの火による事故や受動喫煙を防ぐため、一般に利用可能な喫煙所の設置に係る費用の助成を行うとともに、区による指定喫煙所の設置についても進めていきます。指定調査地域における路上喫煙率の調査を継続するとともに、区民、来街者、外国人観光客等に対し、喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置、多言語チラシの作成・配布等も行います。

さらに、受動喫煙防止に関する啓発は健康部との連携強化を図っていきます。





路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール

ごみゼロウィーク

### 清掃・美化活動の推進

毎年 5 月 30 日をとしまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店

会・学校・事業所などの関係機関との協働による区内 全域の一斉清掃を実施し、より多くの方に参加いた だけるよう周知を図っていきます。また、自主的な環 境美化活動を実践する区内の企業・団体等の「としま クリーンサポーター」としての登録を促進します。これ らの団体に対しては、清掃用具の貸出しや情報提供 を行うことにより、自主的な清掃活動を支援していき ます。



ごみゼロデー

お揃いの赤いユニフォームを着た「としまシルバースターズ(シルバー人材センターへ委託)」の 皆さんが、ポイ捨てごみを回収しながら、池袋駅周辺で来訪者等へごみのポイ捨て禁止を周知し ています。

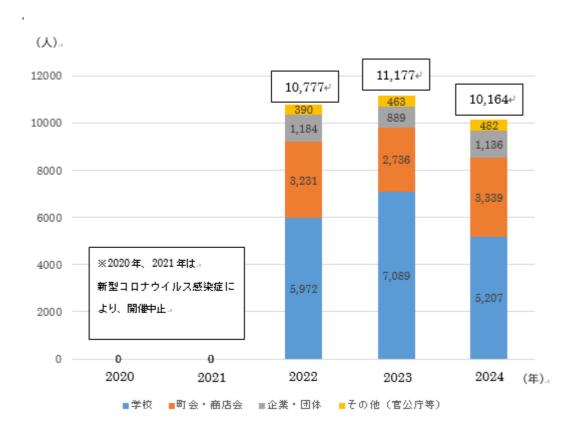
2022 年度からは、これらの取組みを「としま"まちキレイ"プロジェクト」として、再編し、多様な主体と連携しながら、地域における清掃活動の輪を広げています。

具体的には、ごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した清掃活動の推進や、PR ロゴの作成、各取組みの際にお揃いの軍手やトング等の道具を使用する等、区民の目に留まるような見せ方を工夫し、環境美化意識の醸成を図っていきます。

まちをきれいにすることで、安全安心な快適環境を目指します。



としま"まちキレイ"プロジェクト PR ロゴ



ごみゼロデー参加者の推移

## カラスやハクビシンによる被害対策

カラス対策としては、繁殖期に巣や巣から落下したヒナに近づく人を襲うなど緊急を要する場合に、巣の撤去や巣から落下したヒナの回収など、カラスの被害を減らす対策に取り組みます。

ハクビシン対策としては、区民からの目撃情報の収集と情報提供、被害が生じている一般住宅等への箱わなの設置など、地域と連携してハクビシンの被害防止対策に取り組みます。



# 区民の役割

## 日々の生活において

- ・VOC 排出の少ないスプレー製品や塗料、接着剤を使用し、VOC 発生を抑える
- ・騒音・悪臭・振動等を発生させないように近隣への配慮を心がける
- ・ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上を心がける
- ・「ごみゼロデー」などの区が実施する施策に協力する
- ・地域の美化を促進する活動へ参加する

# 事業者の役割

### 日々の事業活動において

- ・VOC 排出の少ない材料等の利用や密封容器への保管などにより、VOC 発生を抑える
- ・化学物質を適正に管理し、排出削減を図る
- ・建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する
- ・アスベストについて工事の事前調査や事前除去など、適正施工により飛散を防止する
- ・公害関係の法令を遵守する

#### CSR(企業の社会的責任)活動において

- ・地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する
- ・としまクリーンサポーター制度へ参加・協力する

# 共通目標 ①区の率先行動 ②教育・連携

# ➡ 目標達成に向けた施策

施策の方向

共-1 区における環境配慮行動を促進する

共-2 環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

共-3 環境人材を育成し、活動の場を広げる

共-4 連携・協働の仕組みをつくる

施策

共-1 ①職員の意識・行動改革

②区有施設等の CO2削減

③環境配慮型事業活動の推進

共-2 ①環境行動力向上のための普及啓発

②環境教育・環境学習の推進

③環境情報の効果的な発信

共-3 ①環境活動を率いる人材育成

②環境活動の拡大

共-4 ①協働による環境活動の推進

②事業者・行政の連携強化

③行政間連携による環境配慮

# ➡ 取組指標と成果指標

#### 【取組指標】

[4X租16]宗】			
指標	現状値	目標値	
	(2023年度)	(2030年度)	
・ 区有施設の太陽光発電設置済数【合算】	27	30	
<ul><li>LED 化された街路灯(基数)(累計)</li></ul>	7,176	13,334	
・ 再生可能エネルギー電力量の導入率(電力使用量)	29.4%	60%	
・ 多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加 者数(人/年)【合算】	938	1,030	
・ 環境教育支援プログラムの参加校(校)	34	35	
・ 環境リーダーの数(累計)【合算】	348	382	
・ 家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数(表彰数/年)【合算】	36	40	
・ 事業者等の自主的な環境美化活動(としまクリーンサポーター登録団体数)(件)	170	180	
・ 環境に関する連携・協定数	24 ※令和6年8月時点	30	

•	自治体間連携カーボン・オフセット事業による森林	4.67	7.93
	整備面積(ha)		

#### 【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030 年度)
・ 豊島区施設の CO₂排出量(t-CO₂) ※出先機関含む	11,253	8,418
・ みんなで(地域や事業者等と連携して)環境保全に取り 組んでいる、または取り組みたいと考える区民の割合 (%)	39.7	66.8
<ul><li>自治体間連携カーボン・オフセット事業による CO2 吸収量【合算 t-CO2/年】</li></ul>	51.5	88.4

# 共一1 区における環境配慮行動を促進する

区は、区民・事業者の取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減に率先して取り組む必要があります。区は区民、事業者・団体等の模範となり、取組みを牽引する立場として、ゼロカーボンシティの実現に向け、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減を率先して実行していきます。

#### <施策>

- ① 職員の意識・行動改革
- 区施設におけるエコアクション21

区では平成24(2012)年度から、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」認証を受け、環境負荷軽減の取組みを進めていきます。

↓ 環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」
環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」を立ち上げ、ゼロカーボン
実現に向けて取り組んでいます。

#### ② 区有施設等の CO2 削減

区有施設の照明設備の LED 化、新築施設における雨水利用設備の設置や省エネルギー型の建築資材の利用、老朽化した街路灯の省エネ型街路灯への転換など、環境配慮型設備の導入を進めます。施設管理に関しては、2013 年度から取り組んでいる、施設・設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル(管理標準)」の作成を引き続き進めます。

また、今後計画される施設の整備などに合わせて、各種環境認証制度の活用や認定取得について検討を行います。学校施設については、環境への負荷を低減し、緑化や暑熱対策の進んだ施設整備を進めることにより、エコスクール化を推進します。

#### ③環境配慮型事業活動の推進

コピー用紙など、区が購入する物品のグリーン購入について全庁的な周知と実施を徹底し、庁 用車の導入や更新の際には低公害車・低燃費車などの導入を、引き続き推進していきます。また、 区が使用する電力については、23 区の清掃工場で発生する焼却熱を利用して発電された電力を はじめ、再生可能エネルギー由来の電力などの環境負荷の少ない電力調達を進めることで、温室 効果ガス排出削減を図っていきます。

そして、タブレット端末、無線 LAN 対応の端末を活用することで、全庁においてペーパーレス会議の推進に取り組むほか、部署ごとの印刷量を見える化し、庁内で共有します。また、「豊島区環境年次報告書」やチラシ作成等で発生する CO2 のカーボン・オフセットの実施に努めます。

# 共一2 環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

環境を保全し、持続可能なまちを実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が必要です。そのため区民一人ひとりの環境行動力向上のために普及啓発を促進します。また、その基礎となる環境学習・環境教育の促進を図るための取組みや仕組みの充実を進め、環境に関する情報の効果的な発信を行うことで、環境に関する理解や学び、体験を促進します。また、環境情報の効果的な発信を行います。

## <施策>

- ① 環境行動力向上のための普及啓発
  - (1) 再掲 再生可能エネルギー・新エネルギー等に関する普及啓発【基本目標1】 再生可能エネルギーに関する区民の理解を促進し導入へとつなげるため、普及啓発 を行います。また、国や東京都が率先して導入を進めている水素エネルギーに関して、 イベントやセミナーなどの機会を利用して情報発信を行い、水素エネルギーになじみの 少ない区民や事業者への普及啓発を図っていきます。
  - (2) 再掲 環境配慮・省エネ対策の普及啓発 【基本目標1】

日本は、2030 年度の CO2 排出量を 2013 年度から 46%削減することや、 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。この目標を達成 するべく、政府は、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」(愛称『デコ活』)を開始しました。豊島区もこの取組みに賛同し、デコ活宣言を行いました。区民 への『デコ活』の認知度を高めるため、具体的な取組みを掲載したチラシを作成し、区 内施設やイベント等で配布するなど、PR 活動を行い、環境への取組みを促進しています。

オフィスビル等の業務部門のエネルギー使用によって排出される温室効果ガスは、 区全体の排出量の約4割を占めており、区内事業所とそこで働く人々による、温室効果ガス排出量の削減を促進する必要があります。

そのため、事業所における環境に配慮した経営の促進、省エネルギー型設備・機器等への更新や新規導入に対する助成など、区内の事業者がそれぞれの特性に応じて取り組むことができるよう支援していきます。また、区内事業所の日々の業務における省エネ型の働き方を促すため、情報提供などを進めます。

(3) 再掲 生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 【基本目標2】

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムやみらい館大明での「いのちの森」自然観察会等を実施します。地域ボランティアのヤゴレンジャーを派遣し、学校のプールにいるヤゴ等のいきものに関する学習を行うなど、様々な主体による学習と参加を促

進していきます。また区立小学校 3 年生には区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を配布して、身近な生きものへの学習機会を設けます。

# (4) 再掲 リデュース・リユース施策の効果的な周知 【基本目標3】

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、 講座・見学会、などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習 機会や情報を提供します。特に、高齢者に対しては、区民ひろばで説明会や分別の実 物展示を行うなど取り組んできました。今後も継続して情報提供の場として活用して いきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成、転入者への窓口での配付などの対応を進めるとともに、導入したごみ分別アプリ、SNS、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。

# (5) 再掲 路上喫煙・ポイ捨て防止対策における周知 【基本目標4】

せ方を工夫し、環境美化意識の醸成を図っていきます。

区民、来街者、外国人観光客等に対し、喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置、多言語チラシの作成・配布等を行います。 さらに、受動喫煙防止に関する啓発は健康部との連携強化を図っていきます。 また、ごみ拾い SNS「ピリカ」を活用した清掃活動の推進や、PR ロゴの作成、各取り組みの際にお揃いの軍手やトング等の道具を使用する等、区民の目に留まるような見

### ② 環境教育・環境学習の推進

(1) 豊島区環境教育等行動計画としての位置づけ

本節は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)第8条に基づき、「豊島区環境教育等行動計画」として策定するものです。

## (2) 策定の背景・意義

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development:ESD) の重要性は世界的に認識されており、持続可能な開発に向けた進展を加速するためには、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことが重要となっています。

令和6年5月には環境教育推進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が変更され、

- ① 環境教育の目的として、気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すこと。
- ② 環境教育において特に重視すべき方法として、これまで重視してきた体験活動に加えて、 多様な主体同士の対話と協働を通じた学びやICTを活用した学びの実践を、学校、地域、 企業等の様々な場で推進すること。

- ③ 学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図ること。
- ④ これらを推進する具体的な方策の一つとして、中間支援組織の強化等を掲げ、その足掛かりとして ESD 活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)及び地方環境パートナーシップオフィス(EPO)等の既存の中間支援組織の活用を図ること。が掲げられました。

また、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム 実施計画(以下『第2期 ESD 国内実施計画』という)」が 2021 年に策定され、ESD が SDGs達成への貢献に資するという考え方が初めて明確化されました。第2期 ESD 国内 実施計画では、ESD 実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された次の5つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組 みが記載されています。

- 1) 政策の推進
- 2) 学習環境の変革
- 3) 教育者の能力構築
- 4) ユースのエンパワーメントと参加の奨励
- 5) 地域レベルでの活動の推進

こうした背景をふまえ、区においても持続可能な社会の担い手を育む教育の促進が求められます。そのためには、一人ひとりが問題の本質や解決に向けた取組みの方法を考え、解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていくために必要な教育・学習・体験の場や機会をさらに充実させ、環境教育の取組みを促進・強化していくことが必要です。

#### (3) 本行動計画の基本的事項

本行動計画は、環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境 教育が重要であることに加え、これらの取組みを効果的に進めるうえで協働での取組み が重要であることに鑑み、豊島区の環境教育に関する施策の方向や具体的な取組みとと もに、環境教育の推進に向けて多様な主体が連携・協働を進めるための施策と取組みを 示すものです。

#### 計画期間

2025 年度から 2030 年度まで

#### 計画の推進主体

すべての世代の区民・区に集うすべての人及び事業者・区(みんな)

#### 関連計画との連携

本行動計画では、豊島区教育振興基本計画「豊島区教育ビジョン」、及びその他関連計画 と相互に連携を図りながら、環境教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することに より、連携・協働の分野の将来像の実現を目指します。

#### 豊島区における環境教育・環境学習の状況

# 環境教育・環境学習に関する施設

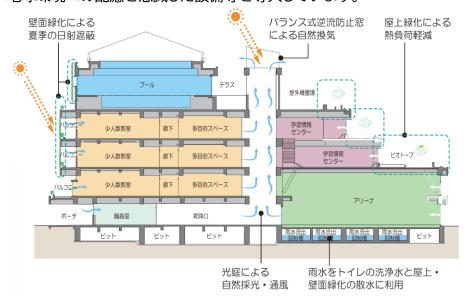
- 「豊島の森」では、小学生を対象とした環境学習を実施しています。
- ⋄ みらい館大明(豊島区立旧大明小学校を活用した生涯学習施設)では、自然観察や植樹などの体験型環境学習を実施しています。
- 区民ひろばでは、ガーデニング、緑のカーテンづくりなどの緑化講座を実施しています。

## エコスクール化の推進

環境に配慮した「エコスクール」の整備を推進しています。

令和4年度に改築した池袋第一小学校は、「森の中の学校」をコンセプトに 子ども達がみどりと触れ合えるような校舎環境を整えています。

あわせて、太陽光発電、太陽熱集熱パネル、雨水再利用、自然採光など、 地球環境への配慮を意識した設備等を導入しています。







# 区内の小中学校における環境教育の取組み

区立小・中学校においては、教育課程に「SDGs の達成に向けた取組」を位置づけて、教育活動を行っています。子どもたちが自分自身で調べた内容について学習発表会で発表したり、自然体験を取り入れた宿泊行事の中で清掃活動を行うなど、環境保全に向けた具体的な取組みを体験的に学んでいます。

また、地域の方々、大学、企業等と連携し、地域全体で環境学習に取り組んでいます。

## (地域との連携)

- 西巣鴨中学校では、「バラ見守り隊」として、地域の方々とともに大塚バラロードの環境美化に取り組んでいます。
- 千早小学校では、「千早ビオトーププロジェクト85」を立ち上げ、地域の方々と専門家の力を頂きながらビオトープの維持管理を行い、環境教育の一貫として取り組んでおります。

## (大学との連携)

○ 朝日小学校では、学校に緑を増やし、環境について学ぶために大正大学と連携して花や野菜を育てたり、外部講師による環境学習を行ったりする「朝日緑豊かプロジェクト」を実施しています。

#### (企業との連携)

○ 西池袋中学校では、着なくなった子ども服を株式会社ファーストリテイリングを通じて難民 の方々に届けるプロジェクトを実施しています。

#### (地域資源を活用した環境学習)

○ 駒込は日本を代表する桜の木「ソメイヨシノ」発祥の地であり、駒込小学校の校庭には豊島区開花標準木の駒桜があります。桜の文化を継承するため、1 年生から 6 年生まで学校独自の副教材「駒小さくら物語」で桜について学んでいます。



【西巣鴨中学校】 地域の方とバラ見守り隊とし て活動している様子



【西池袋中学校】 着なくなった子ども服を梱 包する様子



【朝日学校】 「朝日緑豊かプロジェクト」 で花や野菜を植えている様子

#### 庁舎を活用した環境教育

<プログラム例:「豊島の森」環境講座(小学生対象)>

区役所本庁舎の「豊島の森」の観察、アニメ「豊島の森物語」の鑑賞、森林に関する講義など環境 について学べる講座を実施しています。



#### 参考① DVD「豊島の森物語」

#### (2015 年度 豊島区教育委員会作成)

#### ななまる:

この森はおじいちゃんやお父さんが考えたんだよね。

#### ななまるのおじいちゃん:

そうじゃ。豊島区の子ども たちから意見を集めてな。 「豊島の森」とは、豊島区の 自然や文化を守るための場所 じゃ。



#### 参考② 「豊島区の環境について」の講義

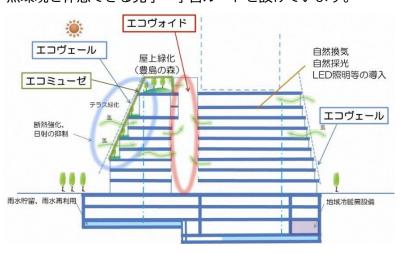
(豊島区 環境政策課)

豊島区本庁舎の建物(エコヴォイドや「豊島の森」の雨水利用システム)の環境対策について紹介しています。また、区内にいる生きものと緑について、写真やクイズなどを交えながら、説明しています。



豊島区本庁舎の屋上 10 階には、かつての区の自然を再現した「豊島の森」を整備しました。区の植生や生態などを学びながら憩える場となっています。

4階、6階、8階の「グリーンテラス」と外階段でつなぎ、自然環境を体感できる見学・学習ルートを設けています。





#### 自然体験活動

区立小中学校では、各学校の特性に合わせた環境授業 を実施するため、様々な分野の専門家を派遣すること で、各学校の環境教育を支援します。また日々の教育活 動の中で、環境について考える機会を設けており、「ごみ ゼロデー」では、学校と地域が一緒に清掃活動を行ってい ます。

また、学校でのビオトープづくりも実施しています。 「環境とリサイクルに関するポスターコンクール」には、毎 年多くの児童・生徒が応募するなど、児童生徒の意識啓発 に役立っています。

また区民を対象として、ごみ減量・分別等に係る出前講



環境とリサイクルに関する ポスターコンクール (小学1~3年生の部) 2023 年度最優秀作品

座、区民による生きもの情報の共有、「豊島の森」における環境講座、図書館においては関連書 籍の展示・貸出のほか、ガーデニングや緑のカーテン等で図書館の緑化を行うなど環境に関す る様々なテーマについて学習できる機会を提供します。そして、「としまエコライフフェア」な どの環境イベントの実施により、子どもから大人まで幅広い世代の区民が環境について知り、 考える機会と場を提供します。

#### ③環境保全に関する効果的な情報発信

区の環境に関する情報を集約した広報を展開します。環境情報誌 「エコのわ」を通して発信し、環境に配慮した暮らしや、その実現方法 などをわかりやすく伝える工夫を行っていきます。また、「環境月 間」である毎年 6 月には、庁舎内で環境に関わるパネル展示を行い ます。

環境に関する各種情報を適宜提供していくため、区のホームペー ジ等により、みどりに関するイベントや講習会などの緑化情報、建築 物の低炭素化を図る技術や支援制度などの情報のほか、生活や事 業活動に関する環境情報の発信を行います。また、区の環境の現状 や環境に関する取組みの進捗については、「豊島区環境年次報告 書」による情報提供を継続します。

外国人居住者へのきめ細やかな情報提供と区の環境に関する理 解促進を図るため、ごみ分別の啓発の多言語対応などを行います。



環境情報誌「エコのわ」

また、QR コードや区役所本庁舎に設置されているデジタルサイネージの活用等、さまざまな 方法で情報発信の充実を図っていきます。

また教育委員会で定期的に発行する「教育だより豊島」などを活用し、環境保全に向けた 様々な環境情報を区立小・中学校及び区立幼稚園・保育園の保護者や地域・関係機関に向け て積極的に発信します。

## 共一3 環境人材を育成し、活動の輪を広げる

区の環境を将来にわたって良好に維持していくためには、環境教育・環境学習によって区民や 事業者の取組意欲の向上を図るだけでなく、区に集う様々な主体と連携し、様々な環境分野にお ける活動を率いることができる人材の活躍が望まれます。

そのため、区の環境活動の推進を担う人材を育成し、活動の幅を広げていくための支援や仕組みづくりに取り組み、区内の環境活動の拡大を促進します。

#### <施策>

### ①環境活動を率いる人材育成

緑化や生物多様性保全のための活動や、ごみ減量のための活動、環境美化のための活動を率いる人材の育成をはじめ、様々な環境分野においてリーダーとして地域で活動できる人材を育成していきます。例えば地域ボランティアのヤゴレンジャーは、プールで見られるトンボの幼虫であるヤゴ等の生きもの学習などの活動を行います。

また、「さわやかな街づくり推進団体」等、自主的、継続的に清掃などの環境美化活動を行っている団体及び個人を表彰することで、活動に対するインセンティブの向上を図り、取組みを促進していきます。

これらにより、環境問題を自ら改善 できる問題としてとらえ、実際に解決するために 行動できる、持続可能な環境づくりを担う人材を 育成していきます。

## ②環境活動の拡大

区内の環境活動を広げるため、様々な主体 や環境活動への支援を行います。 

 気候変動

 分野リーダー

 分野リーダー

 自然共生

 分野リーダー

公園等清掃ボランティアやみどりの協定に基づく活動団体に対しては、資材の提供や道 具の貸出し、技術的なアドバイスを行います。また、民間基金と連携し、緑の維持保全活 動に取り組む市民団体等に対して民間基金を積極的に活用できるよう支援し、緑化の推進 を図ります。

区内での自主的な美化清掃活動、地域での落書き消去活動やガム取りを行うボランティア や団体等に対しては、用具の貸出しを行うことにより、自主的な清掃活動を支援し、活動の 拡大を図っていきます。

## 共一4 連携・協働の仕組みをつくる

公共空間のみどりなどを適切に維持し、環境に配慮したまちをつくっていくためには、区民・事業者・団体等、様々な主体との連携・協働によって環境活動を行っていくことが必要です。

そのため、区民・事業者・団体等との連携による環境保全活動や環境の維持管理の仕組みづくりを進めます。また、民間事業との効果的な連携や、交流自治体等との連携による環境配慮の取組みを進めます。

#### <施策>

#### ① 協働による環境活動の推進

緑豊かな地域の再生と、地域に住む人々を守る「いのちの森」づくりをはじめ、区民、地域活動団体、企業等からなる実行委員会のもと、様々な緑化活動を行う「グリーンとしま」再生プロジェクトを継続します。また、区内のみどりを適切に維持していくため、公園、広場、小中学校等における地域住民による植物の手入れや清掃、公園内の花壇におけるみどりの協定団体による花の植えつけや管理など、地域住民等との協働によるみどりの維持管理の仕組みづくりと活動への支援を行います。また、学校の森における区民等による樹木育成の協力体制の構築を図っていきます。

#### ② 事業者・行政の連携強化

令和 5 年 11 月 6 日(月曜)、豊島区は、サントリーホールディングス株式会社及びサントリー食品インターナショナル株式会社の両社と、23 区で初めて環境包括連携協定を締結し、あわせて、「豊島区環境アクション宣言」を実施しました。

#### ③ 行政間連携による環境配慮

交流都市との連携事業において、自然体験などの環境教育につながる取組みも行っていきます。

また、森林整備などの森林環境の保全など、温室効果ガス削減対策の一環として、自治体間連携によるカーボン・オフセットを実施します。

# 区民の役割

## 日々の生活において

- ・環境に関する本や記事、区の環境情報誌などを読み、環境に関する理解を深める
- ・地域の環境活動や美化・清掃などに取り組む
- ・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する
- ・環境リーダー育成講座へ参加する
- ・環境リーダーとして活動を実施する

# 事業者の役割

# 日々の事業活動において

・環境に配慮したまちづくりを行い、行政との連携を図る

## CSR 活動において

- ・環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加・協力する
- ・地域住民向けの環境講座等を実施する
- ・従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する
- ・環境に関する情報提供を行う(環境報告書の作成・公表など)